

介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入

記入誤りは、修正テープ等を使用せず、二重線を引いて訂正する。

フリガナ	保険者番号																
被保険者氏名	被保険者番号		0	0	0												
	個人番号																
生年月日	大・昭	年	月	日生	要介護状態区分	支援・1・2・3・4・5											
住所	必ず被保険者証（オレンジ色の証書）の住所を記入する。																
福祉用具名 （種目及び商品名）	製造事業者名		購入金額 （消費税含）		購 入 日												
	販売事業者名																
	販売事業者コード																
														領収書の日付を記入する。	年	月	日

疾病や障害の名称、詳しい身体状況、当該用具がないことでどういったことに困っているかを、具体的に記入する。病院に入院されていた場合は退院日を記入する。

△再購入について
再購入が必要な理由を詳しく記入する。
なお、再購入は、用具の破損や身体状況の著しい悪化により、現在使用の用具では対応できなくなった場合で、市が必要と認めた場合に限り申請可能（事前に介護保険課に相談する）。
用具の汚損や劣化を理由とする再購入は支給対象外。

福祉用具が必要な理由

被保険者が死亡している場合は、相続人が申請する。
その場合申立書と場合によっては戸籍謄本（抄本）の提出が必要。

この欄の記入誤りは必ず訂正箇所と氏名横に押印する。

岡山市長 様
上記のとおり、関係
年 月
住所
申請者
（被保険者） 氏名

支給を

電話番号

注意 ・ この申請書の裏面に、領収証及び福祉用具のパンフレット等を添付してください。
・ 「福祉用具が必要な理由」については、個々の用具ごとに記載してください。
欄内に記載が困難な場合は、裏面に記載してください。

居宅介護（介護）申請者以外の口座に振り込みを希望する場合は、委任状の提出が必要です。

口座振込 依頼欄	信用金庫	本店	種 別	口 座 番 号					
	信用組合	支店							
	農 協	出張所	1 普通預金						
※申請者以外の 口座に振込む 場合は委任状 等が必要です。	金融機関コード	店舗コード	2 当座預金						
			3 その他						
フリガナ									
口座名義人		口座のフリガナは一字でも違っていたら入金できないため、必ず通帳のフリガナを確認して記入する。							
□ 公金受取口座を利用します		※ 給付金等の受取口座として、マイナンバーカードと同一に事前に登録した公金受取口座を利用する場合は、チェックしてください。 ※ 公金受取口座を利用する場合は、口座情報(上記枠部)の記載は不要です。							

岡山市記入欄

承認	支給決定額			認定済額			／100,000
不承認	口座	決定	要介護	要支援			

介護保険住宅改修費支給申請について（注意点）

申請時は次の点に留意してください。

△ 対象外となる改修

- 脱着手すりの取り付け
- 老朽化による改修
- 敷居の高さに合わせた床のかさ上げ
- 審査終了のお知らせを確認する前に着工した工事
- 床の拡張にあたる改修
- 介助を理由とした改修

△ 申請書類について、次の事項を記載してください。

住宅改修が必要な理由書

【P1】

- 1 入院入所歴の記載をする場合は、現在の状況（入院中・退院済 など）

【P2】

<② ①の具体的な困難な状況>

- 1 改修場所（玄関、廊下等）
- 2 どの動作を取るのに困っているのか
- 3 動作が取れない要因となる本人の身体状況（ふらつきがある、握力が低下している等）
- 4 改修予定箇所に既存のもの（手すり、スロープ等）があり、同一の改修をする場合は、追加の改修が必要な理由
- 5 勝手口、離れ、納戸、階段、掃き出し窓等の改修については、日常生活においてどういった利用をしているのか
例：ゴミ出し、洗濯物干しに利用、2階に寝室がある等

<③ 改修の方針>

- 1 改修内容
- 2 改修した結果、本人の生活がどう改善するのか

<④ 改修項目>

- 1 改修箇所を記入してください。
- 2 ドアノブの変更は、「引き戸等への扉の取替え」に該当します。
- 3 浴槽交換は「段差解消」に該当します。

図面

- 1 段差の解消工事の場合は、段差の断面図（工事前、工事後のもの）
- 2 ユニットバス工事の場合は、改修前後で浴槽の位置に変更があるかどうかわかるもの

写真

1 写真の中に撮影日が入っているもの

印刷した写真に手書きで記載、写真外に記載等は不可

2 段差の解消の場合、段差にメジャーをあて、その寸法が明瞭にわかる写真

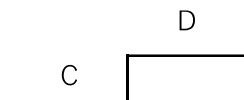
①のような段差の場合、AB両側にメジャーをあてた写真が必要です。

②のように片側に段差がない場合は、C側の段差にメジャーをあてた写真と、上段のD部分に物差しを置く等してD全体に段差がないことがわかる写真が必要です。

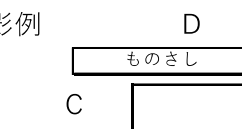
①



②



②の撮影例



3 明るさが十分なもの（暗くて見えづらいものは不可）

4 改修箇所の全景が写っているもの

工事前の写真は改修箇所の全景が必要です。改修予定箇所全景を写せていなかったことが工事後写真等で判明した場合は、不支給となる場合があります。

5 工事前と工事後の写真は同一の方向、角度で撮影すること

6 両面テープで固定する改修（滑り止め、スロープ等）については、テープをはがしている最中の写真等、裏面にテープがついていることが分かる写真が工事後に必要です。

岡山市介護保険住宅改修費支給申請書 提出一覧表

岡山市介護保険課

事業所名 会社名	
持参した方のお名前	※苗字のみで構いません

受付印	受付者

←岡山市記入欄

〔工事前 件〕 〔工事後 件〕 〔差替え・追加 件〕

番号	被保険者番号	ふりがな 被保険者氏名	申請書種別
1	000		工事前 ・ 工事後 ・ 差替え追加 (前・後)
2	000		工事前 ・ 工事後 ・ 差替え追加 (前・後)
3	000		工事前 ・ 工事後 ・ 差替え追加 (前・後)
4	000		工事前 ・ 工事後 ・ 差替え追加 (前・後)
5	000		工事前 ・ 工事後 ・ 差替え追加 (前・後)
6	000		工事前 ・ 工事後 ・ 差替え追加 (前・後)
7	000		工事前 ・ 工事後 ・ 差替え追加 (前・後)
8	000		工事前 ・ 工事後 ・ 差替え追加 (前・後)
9	000		工事前 ・ 工事後 ・ 差替え追加 (前・後)
10	000		工事前 ・ 工事後 ・ 差替え追加 (前・後)

←枠内をご記入の上、申請書に添付してください。

住宅改修費支給申請の流れ

<p>ケアマネジャー等に相談</p>	<p>○要介護（要支援）認定を受けていない場合は、認定申請を行い認定を受ける ○ケアマネジャー等同席のもと、工事事業者と相談する ○ケアマネジャー等に「住宅改修が必要な理由書」の作成を依頼する</p> <p>※ケアマネジャーのほかに理由書を作成できる資格者等（資格者証の写しの添付必要） 地域包括支援センター職員、作業療法士、福祉住環境コーディネーター検定2級以上合格者、医師、理学療法士、増改築相談員、マンションリフォームマネジャー、建築士でホームヘルパー2級以上の修了者 など</p>
<p>工事前 支給申請</p>	<p>○着工予定日の14開庁日前までに提出 ※必要に応じて現地確認を行う場合があります。</p> <p>【受付窓口】 ●介護保険課、各福祉事務所、各支所</p> <p>【提出書類】 ●介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書（工事前） ●住宅改修が必要な理由書 P1・P2 ●工事見積書（材料費・施工費・諸経費等の内訳を明記、また会社名・所在地・発行者名の記載および社印の押印があるもの） ●住宅改修予定箇所の写真（写真の中に撮影日が入っているもの） ●改修前後の状態が分かる図面（平面図・断面図等） ▼住宅の所有者の承諾書（住宅の所有者が申請者と異なる場合のみ必要）</p>
<p>『審査終了のお知らせ』 受領</p>	<p>○ケアマネジャーと工事業者にも『審査終了のお知らせ』を提示し、特記事項に記載された内容等を十分に確認する</p>
<p>住宅改修工事 着工</p>	<p>○工事前の『審査終了のお知らせ』を受領する前に着工した場合、住宅改修費は支給されません</p> <p>○改修の一部追加、一部取り止め、工事内容の変更等がある場合、必ず工事着工前に介護保険課へ具体的な変更内容をお知らせください 事前連絡なく変更等をした場合、住宅改修費は支給されません</p>
<p>工事後 支給申請</p>	<p>※必要に応じて現地確認を行う場合があります。</p> <p>【受付窓口】 ●介護保険課、各福祉事務所、各支所</p> <p>【提出書類】 ●介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費工事完工及び給付金請求申請書（工事後） ●領収書（宛名が申請者本人の原本で工事完工後に領収したことが分かるもの） ●工事費内訳書（材料費・施工費・諸経費等の内訳を明記、また会社名・所在地・発行者名の記載および社印の押印があるもの。請求内訳書の代用も可） ●完工後の写真（写真の中に撮影日が入っているもの） ●『介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書審査終了のお知らせ』の原本または写し ▼委任状（給付金受領口座の名義人が申請者と異なる場合のみ必要）</p>
<p>住宅改修費 支給</p>	<p>○申請内容に沿った適正な工事であるかを審査し、認められた場合に支給します</p> <p>○保険給付の対象となる改修費用はおひとりにつき20万円（税込）を上限に、介護保険負担割合に応じた金額を支給します</p>